

商品概要説明書

子育て応援定期積金 「エール」

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称) | ・子育て応援定期積金 「愛称：エール」 |
| 2. 実施期間 | ・平成29年3月1日（水）～平成30年2月28日（水） |
| 3. 販売対象 | ・16歳未満の子どもを1人以上養育されている扶養者で、かつその扶養者とその子どもの住所が同一である世帯の方 |
| 4. 期間 | ・期間24か月以上60か月以内。（ボーナス掛込の併用可） |
| 5. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 預入時 確認書類 | ・契約期間内で1か月または2か月の掛込間隔で掛金を分割払込（払込は定額式） ・1回当たり1,000円以上 ※ただし、給付契約額24万円以上300万円以内 ・1円単位 ・ご利用の際はお届け印・本人確認書類の他に、下記①か②のいずれかの書類の提示を受けることとします。 ① ご契約者およびお子様の健康保険証 ② その他、対象となるお子様を確認することができる公的書類 |
| 6. 支払方法 | ・満期日以後に一括して支払います。 |
| 7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 利回り情報の 入手方法 | ・契約時の約定利回りに0.10%上乗せとし、さらに「JA子ども共済」契約者である場合（新規含む）0.10%上乗せとします。 ※最高で、約定利回りに0.20%（0.10%+0.10%）を上乗せします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）はホームページまたは窓口にお問合せください。 |
| 8. 手数料 | — |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 |
| 10. 中途解約時の 取扱い | ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 |
| 11. 貯金保険制度 (公的制度) | ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> |
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一世帯の最大契約本数は養育されている16歳未満の子どもの人数とします。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または、当初契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・総合口座の担保とすることができません。 |

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

JAさがみ